

## 2024 年 OECD 閣僚理事会・閣僚声明（仮訳）

「変化の流れの共創：持続可能で包摂的な成長に向けた客観的で高い信頼性に裏付けられたグローバルな議論の先導」

2024 年 OECD 閣僚理事会の機会に、我々<sup>1</sup>は 5 月 2 日から 3 日、OECD 加盟 60 周年を迎えた議長国の日本、副議長国のオランダ及び加盟 30 周年を迎えたメキシコのリーダーシップの下、「変化の流れの共創：持続可能で包摂的な成長に向けた客観的で高い信頼性に裏付けられたグローバルな議論の先導」のテーマの下に集った。

1. 「2021 年ビジョン・ステートメント」に示されたとおり、我々は、個人の自由、民主主義、開かれた透明性の高い市場、法の支配、人権の保護、ジェンダー平等、環境の持続可能性、不平等への対処並びに多様性及び社会的包摂の促進という共通の価値にコミットする志を同じくするコミュニティを形成している。我々の活動は、客観的で高い信頼性に裏付けられた証拠に基づく分析、基準及び現代の国際的な課題に取り組むための強固なピア・レビューという、OECD の特徴的な能力によって支えられている。

2. マクロ経済情勢については、緩やかな成長の中で、インフレ抑制のペースや地政学的緊張をめぐる大きな不確実性が、経済のみならず社会全体に影響を及ぼしている。こうした中、我々は、財政面の課題に対処しつつ、持続可能な経済成長を達成するため、人口動態の変化や、気候変動、デジタルデバイド、格差といった幅広い社会課題の解決に取り組む。我々はまた、社会的弱者を含む全ての人々が豊かさ及びより良い生活を経験できる持続可能で包摂的な経済及び社会を構築することを目指す。そのような社会を実現するため、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンに転換することを目指し、教育・技能訓練等といった人への投資及び研究開発投資を含む投資の促進を通じて、生産性及び雇用の質の向上並びに科学技術・イノベーションの促進を図ることの重要性を認識する。我々はまた、新技術の広範な利活用を通じたデジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション、スタートアップの育成及び中小企業の支援、自由で公正な貿易の確保、人々のウェルビーイングの向上、ジェンダー平等及び社会的包摂性並びにデジタル包摂性の実現の重要性を再確認する。

3. 我々は、ロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難する。ロシアのウクライナに対する不当で、いわれのない戦争は、明白な国際法違反であり、ルールに基づく国際秩序に対する深刻な脅威である。ロシアの戦争は、人道的被害をもたらし、世界のサプライチェーンを分断し、世界のエネルギー及び食料安全保障を低下させている。我々は、ウクライナの人々及び民主的に選出された政府を支援することへのコミットメントを再確認し、初期の加盟対話の一環として、OECD ウクライナ国別プログラムを通じたものを含め、ウクライナの復旧・復興に向けた我々の確固たるコミットメントを改めて表明する。我々は引き続きウクライナ当局と協力し、他の国際的主体とも連携しながら、6 月にベルリンで開催されるウクライナ復興会議の成果に期待する。

4. 我々は、中東で進行する紛争の負の経済的・社会的影響について深い懸念を表明する。

5. 複雑化する地政学的環境において、我々は、OECD の世界的なアウトリーチ及び関与の強化並びに国際的な課題への取り組み、OECD が適切かつ影響力のある組織であるために先進国、新興国及び途上国の架け橋となる努力を行っていることを歓迎する。我々は、効果的な多国間主義を支持するため、OECD の国連への関与を強化する。我々は、アルゼンチンの加盟ロードマップの採択並びにブラジル、ブルガリア、クロアチア、ペルー及びル

---

<sup>1</sup> オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国及び欧州連合の閣僚及び代表。

ーマニアの加盟プロセスが進行中であることを歓迎する。我々は、東南アジア、東南ヨーロッパ、中東・北アフリカ（MENA）、ラテンアメリカ・カリブ海地域（LAC）及びユーラシア等の多様な地域にわたる我々の関与を強調しつつ、地域・国別プログラムを通じたものを含め、主要パートナー国等との協調を継続する。我々は、持続可能で包摂的な開発を通じて共栄を促進するため、アフリカ連合との覚書（MOU）署名及びアフリカ仮想投資プラットフォーム（AfVIP）の発足を基礎とする、OECD-アフリカ・パートナーシップの実施を通じてアフリカとの協力をさらに強化することにコミットする。我々は、G20、G7 及び APEC への積極的な関与を通じて、グローバル・ガバナンスに貢献し続ける。我々は、今後も全ての地域からの加盟要請に対して開放的であり続ける。

6. 我々は、OECD 東南アジア地域プログラム（SEARP）の 10 周年を機に、加盟候補国の特定を視野に入れたインド太平洋地域の戦略的優先性を再確認し、同地域に対するコミットメントを再確認する。2014 年の SEARP 発足以来、OECD のインド太平洋地域との協力関係は、国別プログラム、共同作業プログラム及び地域ネットワークを通じて強化・深化を続けてきた。この長年の協力関係を基に、我々は、インドネシアとの加盟審査を開始し、加盟ロードマップを採択するという歴史的な決定を大いに歓迎する。我々はまた、タイからの加盟申請を歓迎する。我々は、この地域における OECD の関与を強化する東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）との覚書の改訂を歓迎する。我々は、OECD のインド太平洋戦略枠組みに関する実施計画を歓迎し、その実施を通じて、世界的なアウトリーチを促進し、インド太平洋地域における広範な OECD の基準とベストプラクティスの更なる普及にコミットする。我々は、東南アジア諸国連合（ASEAN）及び地域におけるその他の国際機関との協力の強化に努める。

7. 我々は、世界貿易機関（WTO）を中核とする、ルールに基づく、包摂的で自由かつ公正な多角的貿易体制の維持・強化に対する継続的なコミットメントを再確認する。我々は、WTO が今日の主要な世界貿易の課題に効果的に対応できるようにするため、WTO の全ての機能を強化し改善することの重要性を示した第 13 回 WTO 閣僚会議（MC13）における、WTO 改革への我々のコミットメントを再確認する。我々は、2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目指し、紛争解決制度改革に関する議論を加速させる。我々は、全ての WTO 加盟国に対し、WTO 漁業補助金協定を発効させるべく公式に受諾するための国内手続を速やかに完了させるとともに、可能な限り早期に包括的な合意に達するよう追加的な規定に関する交渉を妥結させることを奨励する。我々は、全ての WTO 加盟国が、農業協定第 20 条に沿って、MC14 において農業改革に関する意義のある成果を得られるよう努力する必要性を認識する。我々は、開発、環境、小規模エコノミー、中小零細企業、ジェンダー平等等の分野における WTO の進行中の作業を支持し、各国がこれらの分野における課題に取り組む上での OECD の役割を強調する。我々は、MC13 で決定された、電子商取引に関する作業計画の再活性化を継続し、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムを維持するとの決定を歓迎する。同モラトリアムの維持は、デジタル経済に確実性及び予測可能性を提供するものである。我々はまた、電子商取引に関する共同声明イニシアティブ（JSI）の交渉の今夏までの妥結に向けて取り組むことにコミットする。我々は、デジタル貿易に関する OECD の実質的な作業を評価する。我々は、さらに、公平な競争条件に関する OECD の作業を歓迎する。この観点から、我々は、国有企業（SOEs）の透明性及び説明責任を向上させるための先進的な規範の一つとして、改訂された「国有企業のコーポレートガバナンス・ガイドラインについての OECD 勧告」を採択するとともに、OECD 加盟国及び非加盟国のいずれもがこれを履行することの重要性を認識する。我々はまた、世界的に公平な競争条件と非市場的政策及び慣行への対処の重要性を認識する。これらはひいてはルールに基づく制度に支えられた十分に機能する市場を支持するものである。我々は、世界的に公平な競争条件を確保するため、産業補助金や強制技術移転等との関連も含め、既存の WTO ルールと現実の状況とのギャップに関する議論を継続する。我々は、公平な競争条件を確保しつつ、気候変動に配慮した取引を含む、より柔軟な供与条件を組み込み改定された OECD 公的輸出信用アレンジメントの実施を歓迎する。

8. 我々は、とりわけ、脆弱性を低減し、国際的なルール及び規範を損なう慣行に対抗することを通じて、経済的強靱性及び経済安全保障に関する協力を強化することへのコミットメントを確認する。我々は、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性からなる「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」が、信頼できるパートナーとの間で強靱なサプライチェーンを構築する上で不可欠な原則であることを認識し、グリーン・トランスフォーメーション及びデジタル・トランスフォーメーションに不可欠な重要鉱物を含む戦略物資の、持続可能かつ信頼性のある供給源を確保するために共に取り組む。我々は、経済的威圧に深刻な懸念を表明し、全ての国に対し、主権の尊重と法の支配を中心とする国際秩序を侵害するその使用を控えるよう求めるとともに、経済的依存関係を武器化する試みが失敗に終わることを確保すべくパートナーと協働していく。我々は、サプライチェーンの強靱性及び経済的威圧に関するファクト・ベースの認識醸成に資する OECD の取組を歓迎するとともに、更なる分析作業に期待する。我々は、グローバルに公平な競争条件を歪める非市場的政策及び慣行や、経済的威圧にも利用され得る戦略的依存関係及び構造的な脆弱性を作り出すその他の慣行を利用する包括的な戦略に対処することにコミットする。我々は、重要・新興技術の促進及び保護、基幹インフラの強靱化及びデジタル領域における有害な慣行への対抗といったその他の経済安全保障上の課題に共に取り組む。

9. 我々は、人工知能（AI）に関する 2019 年 OECD 原則の改定を歓迎し、OECD に対し、改定された原則の国際的な実装を支援するよう求める。広島プロセス国際指針及び行動規範が同原則の実装を補完するとの認識の下、我々は広島 AI プロセスを支持し、生成 AI を含む AI ガバナンスの枠組み間の相互運用性を向上させるための国際的な取組を進めることの重要性を強調する。我々は、安全、安心で信頼できる AI を促進するための広島 AI プロセスの成果を支持する新たな国々を広島 AI プロセス フレンドグループの一員として歓迎する。我々は、OECD が、我々の社会、民主主義的価値及び制度に対する信頼への主要なリスクである偽情報、誤情報及びアルゴリズムに起因するバイアスのリスクへの対応、労働市場に対する影響への対応及び包摂的で AI 促進的なエコシステムの実現に焦点を当てつつ、国連、G7、G20、AI に関するグローバル・パートナーシップ（GPAI）、AI ソウル・サミット、AI パリ・サミット等の場において、AI に関する国際的な議論に積極的に貢献することを期待する。我々は、OECD に対し、労働市場における AI の恩恵を活用し、リスクに対処するための行動計画を策定するよう求める。我々はまた、OECD のデジタル政策に関連するものを含め、偽情報及び誤情報に対抗するための政策措置に関する広範な活動を歓迎する。我々は、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の促進、国境を越えたデータの流通の促進及びデータの自由な流通への課題に関する分析作業を含む、デジタル経済に関する専門的分析の提供における OECD の主導的役割を評価する。我々は、信頼性のあるデータ流通を促進するための作業を奨励し、専門家コミュニティ（Expert Community）の設立を歓迎する。我々は、データガバナンス及びプライバシーの可視性の向上及び関連する委員会構成を更に強化するためのあり得べき選択肢について、議論を開始することにコミットする。我々は、OECD 科学技術政策委員会（CSTP）の閣僚級会合で採択<sup>2</sup>された「持続可能で包摂的な未来のための変革的な科学技術・イノベーション政策に関する宣言」を歓迎し、持続可能で包摂的な未来のための変革的な科学技術・イノベーション政策の必要性を強調する。我々は、OECD に対し、万人に恩恵をもたらす人間中心かつ権利志向のデジタル・トランスフォーメーションのためのガイダンスを策定することを求める。

10. 我々は、OECD/G20BEPS 包摂的枠組みによる「経済のデジタル化及びグローバル化に伴う課税上の課題に対応する 2 つの柱の解決策」の迅速かつ効果的な実施を通じて、国際課税制度の改革に引き続き共に取り組む。我々は、「包摂的枠組み」の全ての加盟国・地域に対し、6 月末までに多数国間条約（MLC）に署名できるよう、第 1 の柱に関する作業を迅速に最終化させることを求める。我々は、途上国と国際租税に係る OECD/G20 ロードマップの 2023 年更新版を歓迎する。我々は、政府、企業及びその他のステークホルダーのそれぞれの役割を認識し、

---

<sup>2</sup> この宣言はイスラエルでは採択されなかった。

「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」の改訂版を含む、関連する国際基準を実施するための多様なアプローチを認識する。我々は、国際的に認められた労働者の権利を含む人権尊重及び環境の保護を促進し、企業の予見可能性や確実性の向上につながるグローバルバリューチェーンに関する国際協力を強化することの重要性を再確認する。我々は、ひいてはより広範な経済の強靱性と持続可能性に貢献する企業の強靱性と持続可能性を支える、改訂された「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」の実効的かつ適時な実施にコミットし、「原則の実施を評価するためのメソドロジー」改訂の最終化を期待する。

11. 我々は、オープンで透明性の高い国際投資環境を可能にし、多国籍企業が経済・社会の発展に貢献することを奨励することを目的とした「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」の改訂を歓迎する。「より多くの、より良い、安全な FDI」を誘致するため、我々は、新興市場及び途上国経済（EMDEs）における包摂的な経済成長、持続可能性及び安全保障を総合的に考慮し、非加盟国への支援を拡大する。さらに、我々は、「開発のための投資円滑化に関する協定」の妥結及び WTO の法的枠組みへの組み込みに関する議論の継続を確認する。

12. 第 1 回グローバル・ストックテイク（GST）の結果に基づき、我々は、パリ協定の実施を強化すること及び摂氏 1.5 度目標を射程に入れ続け、2050 年ネット・ゼロという共通の目標を達成するために、この勝負の 10 年における緊急の行動を加速させるというコミットメントを再確認する。我々は、ネット・ゼロ、経済成長及びエネルギー安全保障を同時に達成すること、各国の事情に応じた多様な道筋を追求すること、更なるクリーン・エネルギー技術の開発の必要性を認識することの重要性を強調する。我々は、OECD に対し、あらゆる部門にわたる環境に有益な支援策と有害な支援策について引き続き検討し、改革を支援するための根拠に基づく分析を提供するよう、改めて要請する。我々は、全てのパリ協定及び国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国に対し、世界の温室効果ガス排出量を直ちに、遅くとも 2025 年までにピークアウトさせるべく、共同で取り組むことにコミットするとともに、2030 年までに世界の再生可能エネルギー容量を 3 倍に、エネルギー効率改善率を世界平均で年率 2 倍にすること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズダウンに向けた努力を加速すること、科学的見地から 2050 年ネット・ゼロを達成するためのこの勝負の 10 年間の行動を加速しつつ、エネルギーシステムにおいて公正で秩序ある衡平な方法で化石燃料からの移行を行うことを含む、グローバル・ストックテイクの決定に沿う形での世界的な努力に貢献することを求める。我々は、全ての国、特に主要排出国に対し、利用可能な最良の科学と可能な限り高い野心に基づき、全ての温室効果ガス、部門及びカテゴリーを対象とする、野心的で経済全体に係る削減目標を含み気温上昇を摂氏 1.5 度に抑えることを射程に入れ続けることと整合する次期の「国が決定する貢献（NDCs）」を提出するよう求める。我々は、2023 年の OECD 事務総長による声明によれば、2022 年時点で達成したものと判断される毎年 1,000 億米ドルを拠出・動員するという先進国全体の目標へのコミットメントを含め、既存の UNFCCC 気候資金への取り組みを再確認する。我々はまた、2024 年に決定される予定の気候資金に関する野心的な「新規合同数値目標」を期待する。我々は、すべての人々のための安全で持続可能なエネルギーの未来を形作る上での IEA の役割を認識する。

13. 我々は、摂氏 1.5 度の気温上昇目標を射程に入れ続けることと整合的で、カーボン・ロックインを回避し、効果的な排出削減に基づくトランジション・ファイナンスが、ネット・ゼロ社会の達成に貢献するために必要であることを強調する。我々は、「十全性（質）の高い炭素市場」の構築及びパリ協定第 6 条の活用を通じて、民間資金を迅速に動員することが、2050 年までにネット・ゼロを達成することに貢献できることを強調する。我々は、環境十全性を高めるための自主的な活用の炭素市場と目標の遵守の炭素市場の相互作用に関する OECD の作業の重要性を確認する。我々は、全ての経済部門において温室効果ガス排出削減に貢献する持続可能な生産性向上を達成すること、また、自然の炭素吸収源を強化しつつ、農村開発と食料安全保障を強化するための行動をとる

ことに努める。我々は、COP28 において OECD の報告書「気候変動対策とレジリエンスへの地域的アプローチ (TACAR)」が発表されたことを歓迎する。我々は、閣僚対話の立上げや炭素集約度指標に関する作業など、炭素緩和アプローチに関する包摂的フォーラム (IFCMA) において着実な進展があったことを歓迎する。我々は、新たな参加国、国際機関との協力、更なる作業が国境を越えた気候変動イニシアティブの目覚ましい進展につながることを期待する。

14. 我々は、気候変動、生物多様性の損失、汚染という相互に結びついている世界的危機を認識し、シナジーの促進に関する第 6 回国連環境総会 (UNEA-6) 決議 6/7 に照らし、公正な移行を考慮に入れつつ、ネット・ゼロで、気候変動に強靱で、循環型で、ネイチャーポジティブな経済への転換を追求する際に、適宜、シナジーを強化し、トレードオフを阻止することにコミットする。世界レベルで環境上適正なリサイクルを強化するための循環経済における貿易の重要性に鑑み、我々は、企業を含むステークホルダーと協力し、我々の経済における循環性を高め、国際協力を向上させ、OECD の関連する決定や規則、手続を実施するための協調等を通じて、環境上適正なリサイクルを増加させる。我々は、循環経済及び資源効率性原則の活用を含む、循環型ビジネスを推進する。我々は、ネイチャーポジティブな経済への移行を含む、昆明・モントリオール生物多様性枠組 (KMGBF) の迅速かつ完全な実施を支援するための緊急行動をとることにコミットする。我々は、KMGBF 及びそのゴールとターゲットに沿って、生物多様性国家戦略・行動計画 (NBSAPs) を改定し、NBSAPs の実施に向けて引き続き取り組むことを決意する。我々は、長期的な環境的、経済的、社会的発展を促進するため、持続可能な海洋と水の管理のための努力を支援することにコミットする。我々はまた、プラスチックの全ライフサイクルに対応する包括的なアプローチに基づき、プラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を作成するための作業を 2024 年末までに完了させるという野心を持って、政府間交渉委員会において建設的な役割を果たすことにコミットする。

15. 我々は、国連憲章に謳われている全ての人の人権及び基本的自由の普遍的な尊重を再確認し、平和で安定した国際環境における持続可能な開発の達成にコミットする。我々は、人間の尊厳の重要性を認識し、国際社会として、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を最も必要としている途上国を支援することに改めてコミットする。人道・開発・平和 (HDP) の連携と、女性・平和・安全保障 (WPS) アジェンダは、防災 (DRR) への適用を含め、平和を維持するための多様で強靱な社会を構築するために益々重要となっている。この観点から、我々は、あらゆる資金源を用いて SDGs 達成のための資金ギャップに対処する必要性を強調する。我々は、開発協力の全ての提供者に対し、開発協力の効果、透明性及び説明責任を向上させる国際的なスタンダード及び慣行をより厳密に遵守するよう引き続き要請する。特に、開発金融は、国際的なルール及びスタンダードに沿った透明かつ公正な方法で提供されるべきである。我々は、予測可能で、適時に秩序立ち、連携した方法で、G20「共通枠組」の実施を強化することの重要性を強調し、国際社会に対し、債務データ共有の取組等を含む全ての債権国及び債務国による行動を通じて、債務の透明性を更に向上させることを求める。我々は、未来サミット及び第 4 回開発資金国際会議に向けた議論に貢献することにコミットする。我々は、新たな国際的開発資金取決めのための首脳会合をフォローするために、OECD に人々と地球のためのパリ取決め(4P)の事務局が置かれていることに留意する。我々は、質の高いインフラ投資に関する G20 原則に沿って、G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップ及びグローバル・ゲートウェイのようなイニシアティブを通じて、質の高いインフラ投資を促進することにコミットする。我々は、ブルードット・ネットワーク (BDN) の運用に向けた努力と、OECD における BDN 事務局の設置を歓迎する。我々は、FAST-Infra の認証スキームの進展を認める。我々は、OECD が、OECD のスタンダードや勧告の、非加盟国、特に途上国に与える潜在的なインパクトや波及効果を分析し、対処することを促す。さらに、2021 年ビジョン声明におけるコミットメントに基づき、持続可能な開発への我々のアプローチを最適化

するため、我々は、2025 年 OECD 閣僚理事会での採択を目指し、新たな OECD 全体の開発戦略を策定する。

16. OECD のジェンダー平等推進への貢献に沿って、我々は、OECD がジェンダー平等及びインクルージョンの主流化を継続し、男女別データを用いた信頼できる分析に基づく交差的アプローチをとることを奨励する。我々は、現在パイロット段階にあるジェンダー・ダッシュボード、ジェンダー政策レビュー、ジェンダー・データ・イニシアティブの進展及びベスト・プラクティスを組み込んだ OECD ジェンダー平等フォーラムの初開催が予定されていることを歓迎する。持続可能で包摂的な経済社会の実現という目標に向けて、我々は、雇用と賃金におけるジェンダー格差の縮小に向けて前進することにコミットする。また、我々は、幼児期から生涯学習の機会やウェルビーイングを向上させるための学習機会の提供に至るまで、全ての人に包摂的で公平な質の高い教育を確保するため、弾力的な教育・訓練制度を構築することに改めてコミットする。我々は、すべての人々のウェルビーイングを向上させるという観点から、GDP で測定される経済成長に加え、多面的な指標を用いることの重要性を認識し、国を超えて経験や解決策を共有する場を提供する、幸福度測定及び政策実践に関する OECD 知見共有プラットフォーム（KEP）の設立を歓迎する。また、11 月にローマで開催される OECD ウェルビーイング・フォーラムを歓迎する。我々は、OECD 医療委員会閣僚級会合での「より強靱な保健システムのためのより良い政策の構築に関する宣言」におけるコミットメントを歓迎し、OECD がユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進とパンデミックへの予防・備え及び対応（PPPR）の強化に貢献することを希望する。

17. 我々は、信頼できるデータに基づく分析に基づく OECD の政策提言を称賛する。我々は、OECD のグローバルな関連性及び包摂性を強化する事務総長の努力を支持する。我々はまた、男女平等、国籍の多様性及び OECD 職員規則に沿ったインクルージョンの達成に向けた事務総長の努力を支持する。我々は、将来の世代が経済的・社会的ウェルビーイングを享受できるよう、持続可能な社会のための質の高い、データに基づく政策を提供するための OECD の継続的な支援を期待する。

18. 我々は、コスタリカが 2025 年の閣僚理事会の議長国に指名されたことを歓迎する。